

香川県条例第52号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学部及び学科)</p> <p>第2条 大学に、保健医療学部（以下「学部」という。）を置く。 2 <u>学部</u>に、看護学科及び臨床検査学科を置く。</p> <p><u>(大学院及び研究科)</u></p> <p>第3条 大学に、<u>大学院</u>を置く。 2 <u>大学院</u>に、保健医療学研究科を置く。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第4条 <u>学部</u>の修業年限は、4年とする。 2 <u>大学院の修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、2年を超える修業年限とすることができる。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>(学部及び学科)</p> <p>第2条 大学に、保健医療学部を置く。 2 <u>保健医療学部</u>に、看護学科及び臨床検査学科を置く。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第3条 大学の修業年限は、4年とする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項（香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部 236の項及び237の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p>

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額	
1 略				
2 公の施設の使用料				
(1) 略				
(2) 香川県立保健 医療大学	授業料			
	学部			
	学生	1年度	535,800円	
	研究生	1月	29,700円	
	科目等履修生	1単位	14,800円	
	特別聴講生	1単位	14,800円	
	大学院			
	学生	1年度	535,800円	
	研究生	1月	29,700円	
	科目等履修生	1単位	14,800円	
	特別聴講生	1単位	14,800円	
	大学院において修業年限が2年を超える場合の授業料は、別に規則で定める。			
	学生			
	聴講生	1単位	14,800円	
	(3)~(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考	学部 学生	1件	17,000円 (編)

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額	
1 略				
2 公の施設の使用料				
(1) 略				
(2) 香川県立保健 医療大学	授業料			
	学生	1年度	535,800円	
	研究生	1月	29,700円	
	科目等履修生	1単位	14,800円	
	特別聴講生	1単位	14,800円	
	聴講生	1単位	14,800円	
	(3)~(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考	学生	1件	17,000円 (編 入学の場合に)

手数料	研究生 1件 科目等履修生 1件 大学院学生 1件 研究生 1件 科目等履修生 1件		入学の場合に あっては、3 万円) 9,800円 9,800円 3万円 9,800円 9,800円
237 香川県立保健医療大学入学金	学部学生 県内者 1件 その他の者 1件 研究生 1件 科目等履修生 1件 大学院学生 県内者 1件 その他の者 1件 研究生 1件 科目等履修生 1件		197,400円 366,600円 84,600円 28,200円 197,400円 366,600円 84,600円 28,200円
238 香川県立保健医療大学証明手数料	学部及び大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生又は旧香川県立	略	略

手数料	研究生 1件 科目等履修生 1件		あっては、3 万円) 9,800円 9,800円
237 香川県立保健医療大学入学金	学生 県内者 1件 その他の者 1件 研究生 1件 科目等履修生 1件		197,400円 366,600円 84,600円 28,200円
238 香川県立保健医療大学証明手数料	学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生又は旧香川県立医療短期大学の学生、	1件	400円

医療短期大学の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生若しくは旧香川県臨床検査専門学校若しくは旧香川県看護専門学校の学生であった者に係るもの

239~597 略

研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生若しくは旧香川県臨床検査専門学校若しくは旧香川県看護専門学校の学生であった者に係るもの

239~597 略